



∞∞∞今号のメニュー∞∞∞

- ○9回目となる新宿越年越冬へ
- ●厚生労働省など実態調査に向け ようやく動き出す。
- ○8月の都内実態調査結果出る
- ●板橋寮の開設決定、が越冬対策は中止
- ○自立支援センター開設2年の評価
- ●96年1・24裁判終結、上告棄却
- ○墨田寮問題で都が連絡会に文書回答
- ●新宿区長選に公開質問状提出!
- ○池袋でも4回目となる越年越冬
- ●NPO新宿都への認可申請完了

ザ・連絡会グループ

(連絡会の活動紹介X)

財政報告9-10月速報

越年越冬闘争へのご支援を!

定価100円 (カンパ込み)

法制化という仲間のでっかな成果を噛みしめこの冬「守れ命!紡げ希望!」

本年も残すところあとわずか。 今年も新宿の路上に 冬がやって来ます。

私たち新宿連絡会は一昨年から「今次の不況下、ホームレスが野放図に増やし続け、また固定化させている事への国の責任」を指摘し、国の責務を明確にしたホームレスの自立に関する法整備を国会に求める行動を行って来ました。

私たちが呼び掛けて以降、全国の野宿の仲間達は精力的な国会周辺での集会、デモ、座り込み、傍聴、ロビー活動を展開してきました。その結果、様々な経緯はあったものの、周知の通り、本年7月全会派一致で「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(10年間の時限立法)成立するに至りました。

野宿の仲間の手による、自らが訴え作らせていった 法律です。が故に各条文を武器にし、地方自治体に強 制排除を止めさせ、自立のための対策を迫るたたかい が、既に全国で開始されています。



法制化の決定打となった4月国会請願デモ、全国の仲間が総結集

私たちは、同 法を傍観的な視 点で「排除法」 と規定するので はく、野宿の仲 間、野宿に至り そうな仲間の今 後の就労自立 等、社会復帰を 促す「自立支援 法」であるとの 立場を明確にし ています。野宿 の仲間が生きる ために活用して いく法律であ



り、徹底的にこれを活かして行くという立場です。そ の中で法条文での不十分な点は克服して行けると確信 もしています。

1994年に発足した新宿連絡会運動にとっても、新宿区、23区、東京都の対策姿勢を、強制排除から保護、自立支援へと向けさせて来た怒濤の快進撃から、ついに国をも射程に入れ、基本法を制定させた事は大きな一里塚であるだろうと考えています。折しも、96年東京都の強制排除事件で最高裁は、一審無罪を逆転有罪とした高等裁判所の認定を追認し、上告を棄却するという暴挙に出ましたが、これら反動的な意図は全国の野宿の仲間のたたかいという力関係で築いて来たホームレス対策史全体の流れから見れば色あせた

ものでしかありません。

無論、問題の解決方向が今ようやく国政レベルで確定したという段でしかなく、私たちは法制定のみで喜んでいる訳では決してありません。その後も概算要求に対する政府交渉、実態調査に対する要望などを、その後も全国の仲間と共に行い、今後の対策をより現実的な、そして効果的なものにするためにたたかい続けています。第2次の政府交渉も年末年始の時期に再び行って行く構えです。

また、社会への啓発啓蒙事業、そして就労支援事業 を民間レベルで行い得る「特定非営利活動法人新宿ホ ームレス支援機構」(NPO新宿)を野宿当事者、野宿 経験者を中心に立ち上げました。今後、法に基づく諸 事業の責任ある民間受け皿として成長させて行きたい と考えています。

法の具体的な運用段階においての主客に亘る変化に 対応できるよう、私たちはこの秋、派手な行動をあえ て控え組織固めを行って来ました。「出る時は出る、 引く時は引く」新宿連絡会の大部隊は、来年春以降の 政府による基本方針策定を睨み、路上や施設内で英気 を養っています。

他方、越冬対策を廃止をした東京都の非人道的な方 針を批判しながら新宿区に対する働きかけを強め、区 に独自の厳冬期対策を実現させ、トータル524名分の 無料宿泊事業を確保させる事にも成功しました。旧来 のような大衆行動を組織せずとも要望を勝ち取れる 程、法制定運動の過程で行政との力関係は飛躍的に強 化されたものと自認しております。

残念な事に、この冬は法律による施策が未実施なまま迎える冬となります。「過渡期の冬」が今年の特徴となるでしょう。が、上記した新宿区の厳冬期対策無料宿泊事業を活用し、また、私たち民間団体が総力をあげて取り組む新宿越年越冬闘争の力で何としてでも乗り越えなければならない冬です。

「守れ命!紡げ希望!」

今年の冬のテーマは、「過渡期の冬」を仲間の支え合いの力で乗り切り、仲間の命を徹底して防衛しながら、法が動き出す春以降、仲間の大衆的な力で具体的、かつ抜本的な対策をより多く引出す、とりわけ公的就労創出や就労支援策の強化を勝ち取る事を目標とした越冬です。形態は旧来の冬の取組みの継承となりますが、今後の展開を展望するならば、この冬の位置は従来よりも重要です。私たちはこのことの自覚をしっかりと持ちながら、新宿から全国の仲間へ希望の光を差し続けて行きたいと存じます。

御支援、御協力宜しくお願い致します。





出す。
おいてようやく動きが、実態調査実施に法制定後の国の動がしてよりをしまがある。

---自立支援法に基づく全国実態調査実施概要が決定---

厚生労働省社会・援護局地域福祉課は全国実態調査の実施に向け10月9日「ホームレスの実態に関 する調査検討会」を立ち上げ、東京と大阪の大学教授、NPO団体理事、行政担当者による議論を開始 し、全国実態調査の実施概要を決定しました。この調査の目的はもちろん 「ホームレス自立支援法」 における自立支援策等に関する施策の策定のための基本方針策定の基礎資料を得る事です。調査方法 は、国が各都道府県に対し調査を委託し、各都道府県の管内市長区村長が調査を実施する方法となり、 報告されたデーターは国が一括集計するとの事です。調査期日は平成15年1月~2月に実施し、概数 (「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の 5区分及び男女別に分類したもの) 調査、生活 実態(性別、生年月日、路上での生活について、生活歴について、路上までのいきさつ、健康状態と 福祉制度の活用、自立についてなど)調査の二つの調査を行うこととなります。概数調査は文字通り 全国で実施しますが、生活実態調査は東京23区・政令指定都市及び平成13年9月調査において100名以 上のホームレス数の報告のあった市で、計2000名の目標数を掲げています。具体的には、東京23区、 大阪市、名古屋市、川崎市、横浜市、京都市、神戸市、福岡市、広島市、北九州市、仙台市、千葉市、 札幌市、堺市、豊橋市、さいたま市、浜松市、市川市、松山市、厚木市、尼崎市、八尾市、船橋市と なります。調査に関してはプライバシー保護を徹底するため調査員の事前トレーニングをするなど、 人権に配慮した調査となるよう工夫がなされています。ようやく法に基づく具体的な動きが始まると いった段となりました。が、生活実態調査は良いとしても、概数調査が 1-2月の実施と年単位で見る と最も路上生活者数が把握難い時期になるため、どのような工夫が各都道府県で行われるかは注目す べきでしょう。管理者が日頃持っているデーターをあげる事でも良いとされている事から、東京など では、調査方法を変えずに旧来の昼間だけの調査を上げるだけという事も考えられ、その点、実際の 路上生活者数がどのようにこの概数に反映されるのかは監視していく必要があると思われます。

ホームレスの実態に関する全国実態調査実施要領(案)

ホームレスの実態に関する調査検討会 平成14年11月16日

1、調査の目的

平成14年7月31日に成立した「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」において、国はホームレスの自立の支援 等に関する施策の策定に資するため、ホームレスの実態調査を行うこととなっており、今後のホームレスの自立の支援の基本方針策定の基礎資料を得ることを目的とする。

||、調査の客体

(1) 法第2条に規定する「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいるホームレス」とする。

(2) 調査方法

国が各都道府県に対し調査を委託し、各都道府県の管内市区町村が調査を実施する。

- ①ホームレス数の調査(概数調査) について
 - イ、全国の市区町村において実施することとし、巡回による黙視調査とする。
 - 口、市区町村は、調査地域を各ブロック毎に区分けし、ブロック毎にカウンター機器等を使用し、人数を調査する。
 - ハ、調査は、「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の5区分及び男女別(男・女・不明)とし、それぞれの人数をカウントする。
 - 二、調査日は、1日で行うことが望ましいが、対象地域が広い等やむを得ない場合は、複数日(2~5日間程度)において実施することも可。
 - 木、都市公園、河川等の公的施設においては、公園、河川等各種施設管理者の協力を得て調査を実施。
- ②ホームレスの生活実態調査
 - イ、生活実態調査については調査票に基づく個別面接調査とする。
 - ロ、調査対象自治体は、東京23区・政令指定都市及び平成13年9月調査において、100名以上のホームレス数の報告 のあった市とし、調査対象目標数は、次表の通りとする。
 - ハ、各市区は、調査地域を各ブロック毎に区分けし、ブロック毎に調査日を定めて個別面接調査を実施。
 - 二、調査は、調査班(2人以上1組)を編成し、班において実施。
 - ホ、調査員の選考に当たっては、調査の正確性の確保、プライバシー保護、地域の実情を考慮し、適切な者を選考、 配置する。その際、NPO団体等の民間団体の活用も考慮する。
 - へ、調査員に対して、調査の趣旨、調査内容と方法、調査員としての心得や注意事項等を調査期間の当初に10日間程度を使用し周知させる。特に調査手法については、調査の事前説明や面接調査の仕方等の事前トレーニングを行うなど調査員への十分な周知を行うことが必要。
 - ト、事前調査として、調査日前10日間程度を使用し、ブロック内のホームレスに対し、調査の実施について周知し、協力を求めるとともに、できる限りホームレスとのコミュニケーションを図っておく。
 - チ、本調査は、事前調査後、20日間程度を使用し、1班平日においては1日2~3人、休日においては4~5人の調査を 目標として調査票に基づく面接を実施。
 - リ、本調査は、公園、河川など居住場所を基点として行う。
 - ヌ、本調査の調査客体が定住型のホームレスに偏らないよう、移動型のホームレスについても十分配慮すること。 なお、定住型とは、テント・小屋がけ等固定的な住居をもっている者とし、移動型とは、それ以外の者とする。
 - ル、冬季に行われる調査のため、夕方までには調査完了を目標とする。なお、相手方の了解が得られれば夜間調査も可。

Ⅲ、調査期日

平成15年1月~2月に実施

- Ⅳ、調査事項
- (1) ホームレス数(概数)調査

「都市公園」「河川」「道路」「駅舎」「その他施設」の5区分及び男女別、(男・女・不明) に分類

(2) 生活宝能調杏

記入者、性別、生年月日、路上での生活について、生活歴について、路上生活までのいきさつについて、健康状態と福祉制度の活用について、自立について、その他

- Ⅴ、集計方法及び結果の公表
- (1) 集計は各都道府県から報告されたデータを国において一括集計する。(2) 集計後、調査結果を公表する。

8月の都内野宿者概数調査結果が出る。

本当に横ばいなのか?

東京都福祉局は 10月17日、平成14年8月現在に おける都内路上生活者概数調査結果を発表しまし た。

これによれば、23区内の路上生活者概数は約5600人で、前年同時期調査とほぼ同数との事。また、多摩地域の路上生活者概数調査も本年から初めて開始し、その概数は約200人という事です。但し、これらの調査には国の所管する河川(多摩川等)の概数(約1000名)は含まれておらず、また調査方法も道路、公園、河川、駅舎等の所管先に調査協力を依頼したものであり、かつ、非定住層の路上生活者の数が最も把握できないとされる昼間の調査の概数です。

新宿連絡会は本年5月から6月にかけて独自の概 数調査を昼、夜間、深夜を通じて行っています。 東京都調査とは時期が若干違いますが、純粋新宿 区内と限定して、定住層411、半定住層93、非定 住層845、計1349人がこの調査ではカウントされ ています。このように非定住層が多い区(大きな 繁華街があるような区)においては実際上かなり の人数差が出てしまっている事が予想されます。 他方、定住形のカウントも国管轄の河川敷がまっ たくカウントされていないなど都内、区内調査と いいながらもかなり少なめに概数化されていると 言わざるを得ません。おおざっぱな推論をすれば、 5600+200+1000 (国管轄) ×1.5 (誤差値) =10200と、1万の大台をそろそろ越したか越さな いのかが実数の目安ではないかと私達は睨んでい ます。東京都は路上生活者対策を推進している立 場から、路上生活者数は対策を行っていながらも 増え続けているとはあまり言えないようですが、 ホームレス自立支援法が制定され、国の全国概数 調査、実態調査が行われようとしている今、実数 に近い概数をきちんと調べ、発表すべきであると 考えます。

都内路上生活者概数調查(平成14年8月)

23区の()は平成13年8月の概数

区名	合計	市名	合計			
千代田区	208(197)	八王子市	15			
中央区	170(213)	立川市	9			
港区	124(133)	武蔵野市	28			
新宿区	861 (883)	三鷹市	16			
文京区	99(97)	青梅市	0			
台東区	1253(1263)	府中市	23			
墨田区	962(907)	昭島市	6			
江東区	152(154)	調布市	14			
品川区	42(70)	町田市	19			
目黒区	34(32)	小金井市	5			
大田区	151(135)	小平市	2			
世田谷区	75(86)	日野市	2			
渋谷区	503(438)	東村山市	7			
中野区	41 (55)	国分寺市	1			
杉並区	50(73)	国立市	5			
豊島区	207(172)	西東京市	3			
北区	64(92)	福生市	6			
荒川区	132(135)	狛江市	0			
板橋区	84(101)	4(101) 東大和市				
練馬区	31(37)	(37) 清瀬市				
足立区	98(86)	98(86) 東久留米市				
葛飾区	99(84)	武蔵村山市	0			
江戸川区	145(170)	多摩市	15			
		稲城市	0			
		羽村市	2			
		あきる野市	3			
		町村	1			
区分計	5585(5613)	計	194			
総合計	5779					

緊急一時保護センター板橋寮の開設が決定 他方、グループホーム事業は未だ何も決らず

緊急一時保護センター二番目となる、板橋寮の開設がほぼ決定しました。定員100名、プレハブ2階建の施設となる予定で、開設予定日は平成15年2月下旬(入所開始予定日は3月上旬)との事ですが、新築施設のため、工事の関係などで若干の変更も可能性としてはあるようです。が、現行緊急一時保護センター・大田寮の現状を見ていると、新設の板橋寮がどのように活用されていくのか、一抹の不安も残ります。各区の当初枠を100名分増やしても、各区の利用に関しての温度差、そして緊急一時保護センターから自立支援センターへの移行がこれまた当初枠問題などににより決してスムーズにいかない事などにより、現在でも大田寮は定員割れであり、これらの問題を解決しないまま、入口施設を増やしても定員が埋まるのかという疑問も残ります。入口施設から就労支援施設、そして就労自立の出口問題を、今以上にスムーズにしていかない限り、東京都の構想も絵に書いた餅になる可能性は高いでしょう。そのためにも、各区当初枠の見直し、自立支援センターの増設、自立支援センターの就労支援システムの強化、住宅支援の強化が強く求められる訳ですが、今後、そこまで手が回るのかどうか、その手腕が問われています。

他方、ステップアップ方式による最終ステップとして機能する筈のグループホーム事業(自立生活訓練ホーム)は、都区内の議論が空転。未だ基本要綱すら決まっていません。このまま行くとグループホーム構想自体が崩壊しかねない状態です。実施計画すらまともに進められないようでは先が危ぶまれます。

ホームレス自立支援法下で何故か都内の仲間は寒い冬。東京都は越冬対策を廃止。新宿区は連絡会の要望に応え、厳冬期対応策を独自に実施することを決定。

東京都と23区は、94年2月から9期連続行って来た、路上生活者冬期臨時宿泊事業(「なぎさ寮」「さくら寮」)を廃止することを最終決定しました。が、廃止は時期尚早との新宿区からの意見を尊重し、 12月から3月までの厳冬期、現行の緊急一時保護センター・大田寮の定員を50名増員させるという妥協案を確定させました。これを受け、新宿区では独自の厳冬対応策を検討、11月13日、新宿区内の路上生活者に対する厳冬対策を決定し発表しました。大田寮を利用して12月から3月迄の間、2週間から3週間の無条件無料宿泊を行うと云うもので、この新規事業に460名枠を確保、通常の自立支援事業扱いの入寮者を合わせて、厳冬期にトータル524名の宿泊枠が確定しました。

路上生活者冬期臨時宿泊事業は、94年2月の新宿駅西口地下通路強制排除(4号街路北側通路)の「受け皿」としてスタートした日く因縁付きの事業でしたが、その後の様々な攻防の末、冬場のシェルター代わりとして主に新宿対策として実施されてきた経緯があります。確かに、現在都区が採用しているステップアップ方式の自立支援策の立場からすれば 2週間宿泊のみの対策は本旨とは違うと言う意見が行政内部には強く、廃止方向は一定理解できますが、他方、そのステップアップ方式の自立支援策にしても整備が遅れており、質量共、現在の都内路上生活者の数をまだまだ対象化できないという厳然たる事態があります。新宿連絡会も越冬対策廃止は時期尚早との立場でこの間の議論に外部からかんできました。新宿では駅周辺などに集まる、テントなどを持たない非定住層の仲間が主に越冬対策を利用して来た経緯があります。私たちの概数調査でも明らかな通り新宿区内で大半の数が非定住層の仲間です。冬場、路上で寝ざるを得ない仲間がたとえ短期間でも暖かい部屋と暖かい食事を提供される事の重要性を私たちは痛いほど実感してきました。人命尊重の立場からも必要な施策の一つです。今回、妥協案ながらも新宿区が独自の主張を貫き通し、トータル524名規模の厳冬対応に積極的に乗りだした事を評価したいと思います。冬場、路上に寝るという事に思いを寄せない行政は、実に冷酷な判断をします。制度云々の前に路上の人々の気持に思いを寄せる行政になって欲しいと思います。

あれよあれよと百立支援センター開設2年!

東京和の省立支援事業について

笠井和明

外見上はうまく進んでいるようで、実はなかなか混 乱含みの東京都の自立支援事業。

「ホームレス白書」によるステップアップ方式も昨年末、緊急一時保護センター・大田寮を開設させ、自立支援センター墨田寮を新規開設させたは良いものの、自立支援センターの自立率は昨年9月末、41.5%が48.8%と若干良くなったものの、急激な変化はない。それもその筈、各自立支援センターは就労未決定者に対して「野宿よりマシだろう」的な発想で不安定かつ間違いなく路上に戻ってくるであろう建設飯場を紹介して自立率を維持する事に汲々としている状態。大田寮にしても、本来生活保護要件の者は相談窓口段階で生活保護が適用される筈が、いつの間にやら生活保護の代替施設化しており、更にすごい事に、明らかに生保対象者の病気や高齢の仲間を自立支援センターに送ると云う区まで出現。23区の思惑の違いが実際に運用してみると明確になってしまっている。

事は机上の論理通りにいかないのは世の常ながら、 更にしょうがない事に、事業を統括する者も23区+東 京都+特人厚という構成だけに、要綱一つ変えるのに も半年や一年はかかる。そうこうしている内に、自立 支援センターはいかなる施設なのかすら曖昧になって しまっている。そして、出口対策がまったくなってお らず、グループホーム構想も、自立支援センター後の 生活保護適用も明確になっていない情況。そんな訳で、 せっかく自立支援センターに入っても、住宅確保まで 行くのはわずか27.9%。だいたい4人に一人しか成功 しないという狭き門になっている。また、住宅確保ま で行けども、その後、仕事を首になった等で困窮する 者も続出。そういう仲間が福祉事務所に行っても、 「生保は適用しない」と返される区も多くあり、再び 野宿生活に戻ってしまう仲間も続出。が、この失敗経 験すら生かせない、つまり自立支援センターは一生に 一度しか使えないという鬼のような施設。哀れ仲間は、 路上生活を続けて、身体が壊れるまで保護はされない。

基本的にこういう風に云える。自立支援システムを 構築した段階では、各福祉事務所の性善説に基づき制 度設計をした。が、実際に事業を開始すると各福祉事務所が性悪であることが判明した。さあ、大変。おまけに事務移管している独立行政機関。地方自治の流れの中で東京都の号令一発という訳にもいかない。自立支援事業と生活保護行政の区別と関連について、もはやここまで至ってしまうと整理もつかない。東京都は各福祉事務所が悪いと怒り、他方各福祉事務所はそんな事言ったって施設がないんだから仕方あるめえ、と居直る。

どちらが悪いかと言えば、まあ、客観的に言えばどちらも悪いのである。生活保護行政の各区対応がバラバラなのを今まで放置して置き、今更何だかんだと偉そうに文句を言われちまえば、そりゃ各福祉事務所のプライドが許さない。今まで強制排除と短期収容を続けて来た、そしてまた山谷対策を垂れ流して来た総括がなければ、そりゃ各区も納得がいくまい。

他方、各福祉事務所の方も目茶苦茶で、生保対象者の施設不足などとうの昔から問題になっていたのに、とにかく収容しちまえの考えしかなく、アパート等への居宅保護を積極的に推進していなかったのに、施設を用意しなかった東京都が悪いと言い放つ。都合の良い時は地方自治だと踏んぞり返り、都合が悪くなると東京都が悪いと責任をなすりつける。

まあ、こんな感じなので、全体計画が一向に前向き に進まないのである。

「走りながら考える」方式はかくの如く、「走ったら転んじゃった」という絵である。

さて、さて、その中でも自立支援センターがいろいる問題ありながらもそれなりに機能している事が唯一の光。2年の実績を積み上げ、相談員のノウハウは蓄積しつつある。もちろん各寮によって、熱心な職員がいる施設と機械的にこなす職員が多い施設など、それぞれの差がここでも発生しているのであるが…。

実績差も出てきているので、ここらで競争させる、 つまり、入寮希望者に施設を選択できるようにさせれ ば競争力が働き実に良いのではないかと思うのである が、そういう発想はなかなか出て来ないだろう。相談 員も選べない、施設も選べないではまったく運不運で しかない。民間活用とか民間競争力の導入とか、知事 とか区長などトップは良く言うが、いかにもお役所、 実際はそうなっていないのである。

おうおうにして、自分で選択するというプログラムが自立支援事業の中には少なすぎる。また、そのための基礎的な情報も少なすぎる。入寮者に自己責任を求めるのであれば、自ら選択するという「決断」を求めるべきである。それを、何も知らない、何も出来ないのが野宿者だと本質的なところで考えているから、大田寮でのアセスメントなんて発想が出るのである。

自分で自分の人生を決める。その上で必要な支援を 求める。そういう主体を育てないプログラムならまっ たく現行の生活保護と同様に「世話になっている」と いう消極的な意識しか生みだされない。

生活保護がどうのこうの、自立支援事業がどうのこうの、誰が悪いという前に、そういう観点からの総括が必要なのではないだろうか?

大田寮段階で色々な仲間が入ってしまうのは、もはや止めようがないのであれば、その場において自らのこれからの人生を問い直せるように出来ないのか?生活保護という制度、自立支援事業という制度を学べないのか?相談員に対して自分はこうしたいという意見を言える主体を作れないのか?働く喜びというものを実感できるプログラムはないのか?働く環境について

の基礎知識や面接の訓練、技能講習などが出来ないのか?

私たちが口をすっぱく今まで言って来たように、「とにかく入れちまえ」ではもやは時代遅れなのである。当事者の可能性、能動性を信じる支援プログラムがなければ駄目なのである。良い大人を子供扱いしては駄目なのである。すぐさま契約型の支援システムは難しいだろうが、徐々にでもそれを目指して行けるようにしなければ、就労による自立というのは、一部の人のための仕組みにしかならず、残りの仲間は「失敗者」という烙印しか押されない。東京都と特別区は支援という言葉の意味を知らないのではないかとまったく疑わざるを得ない。

自立支援センターが一部のエリートだけのための施設にならず、エリートじゃない多数の人々も気持良く、そして何度でもチャレンジできる基礎的環境を作り出す事を考えれば良いのである。さすれば、性悪な福祉事務所と一人で対決できる主体が自ずから作られるだろうし、数字に表れない成果というものをセンターが作りだせるだろう。

都区の方々、そろそろ反省の時期ですよ。

平成14年9月末現在自立支援センター退所属性統計(最新)

	就労自立		就労自立の可能性なし		Ethanh	100.04 E	7.0%	Δ=1
	住宅確保	住み込み	疾病	自立困難	長期入院	規則違反	その他	合計
台東寮	159	141	12	114	20	132	128	706
	22.5%	20.0%	1.7%	16.1%	2.8%	18.7%	18.1%	100.0%
新宿寮	100	68	9	34	7	12	119	349
	28.7%	19.5%	2.6%	9.7%	2.0%	3.4%	34.1%	100.0%
豊島寮	180	77	9	31	0	43	100	440
	40.9%	17.5%	2.0%	7.0%	0.0%	9.8%	22.7%	100.0%
墨田寮	20	49	2	30	2	4	45	152
	13.2%	32.2%	1.3%	19.7%	1.3%	2.6%	29.6%	100.0%
合計	459	335	32	209	29	191	392	1647
	27.9%	20.3%	1.9%	12.7%	1.8%	11.6%	23.8%	100.0%

活動報告

1.24裁判終結。裁判には 負けたが東京都の強制排 除には勝った!

墨田寮改善の取組みで、都などが文書回答。

新宿区長選2公開貨間状!

池袋でも4回目の越冬闘争!

NPO新宿、認可申請を行い着々と準備を進める。

新宿日常活動も越冬体制に

◇ 96年1・24裁判終結。

最高裁は上告を棄却◇

96年1月24日、東京都建設局による新宿駅西口地下通路の強制排除事件で逮捕、起訴された連絡会メンバー笠井和明、本田庄次両名の上告審が9月30日結審しました。上告審の結論は上告棄却で、2審の東京高裁の有罪判決(執行猶予付)が確定しました。一審、無罪、二審、有罪と判断が真っ二つに別れた裁判となりましたが、最高裁は一度も法廷を開くことなく、書面審査だけで二審を支持したものです。

争点は、東京都の強制排除行為が合法であったのかそれとも、違法であったのかですが、裁判の結果、強制排除が合法であると法的に決着したとしても、それで喜ぶ者はもはや東京都の中には一人もいないでしょう。1・24事件で東京都の側も大打撃を受け、その後の路線転換を

余し事な立国せなしのの律っ、後、のげ支にざりて自責またく青スし事駆をし就支と出ではよと出事をとがしまでのです。を実はないがある。なを実け得た労援し来でれも放。を実な。なをた上すま知り自全施くそど国法が。

「強制排除は間違いであった」、このことは今や 誰の目にも明らかであります。「裁判には負けた。 が、東京都には勝った」。このことを私たちは高 らかに確認し 6年半におよぶ裁判闘争を終結さ せたいと思います。

連絡会、そして被告両名が弾圧に屈せずここまで闘い続けられたのも、弁護団の方々、救援対策に尽力を尽して下さった方々、そしてこれまで裁判闘争を支援してくれた全国の方々の協力の賜物です。どうもありがとうございました!

◇墨田寮問題で運営協議会が回答◇

自立支援センター墨田寮問題で路上生活者対 策事業運営協議会は 9月27日付で新宿連絡会の 要望書に対し文書回答を行いました。実際、私 達が文書を受け取り説明を受けたのは10月4日、

ボランティア募集中!

新宿炊出し(準備・片付け) 毎週日曜 午後6時より7時半 ところ 新宿中央公園 池袋炊出し(準備・片付け) 第2、第4土曜 午後3時より5時 ところ 南池袋公園 医療相談会

第2日曜 午後7時より8時半 ところ 新宿中央公園 第2日曜 午前10時より正午 ところ 戸山公園 パトロール (夜回り)

新宿駅周辺 毎日曜 午後7時半~ 中央公園 毎金曜 午後2時~ 戸山公園 毎水曜 午後6時~ 沙袋駅周辺 毎水曜 午後9時~

*お問い合わせ先

090-3818-3450 (笠井) もしくは、 メールshinjuku@tokyohomeless.com 東京都福祉局の連絡担当調整部長などからでした。4ヶ月を過ぎた利用者の日用品費支給については、「取扱いの認識に誤りがあった」事を認め、遡って全額支給した事、また、今後このようなことのないよう「周知徹底」するとの事です。食事の質の改善、苦情処理システムについては、「検討中」との事、管理問題全般についても前向きな改善を「要請」したとのことで、今回の利用者からの苦情、改善点については、全般的に納得できる回答を得ました。なお、寝具店との「癒着」と要望書で表現した部分については、事実関係が違っているとの指摘で、この点事実確認がはっきりせずに記載してしまった事をこちら側からはお詫びをし、公開していた連絡会HPからも要望書の一部を削除しました。

今回の問題は、寮生からの苦情を内部で処理できなかったという一言に尽きるだろうと思います。私達も行政サイドや施設管理者サイドがこの問題に無自覚であり続ける事に業を煮やし、多少大袈裟な告発をした訳ですが、今後、このことをきっかけに各施設内の改善が進む事を期待しますし、利用する仲間にとって「利用し易い」施設に、更にしていきたいと考えています。

◇区長選で公開質問状提出◇

小野田隆新宿区長が自身の税滞納問題で10月9日辞職しました。 23区長の中、唯一まともにホームレス問題を研究、理解していた区長と云われていただけに突如の辞職は残念でなりませんが、事が事だけにやむを得ないのかも知れません。小野田区政の路上生活者対策姿勢を徹底して問題にし、陳情や、議会傍聴などを含め成直した。 当時、新宿区に集中的に表現に及の94年の事。当時、新宿区に集中的に表現に区政がどう対応するのかが焦点でした。 これらの交渉事などもあり、新宿区は生活保護対応の緩和、法外援護食糧配布、法外就労支援などを日常業務の中に取り入れ、東京都が未だ強制排除しか考えていない段階において先駆的な試みを

都内で初めて行いました。94年末には、環境浄 化施策から路上生活者を除外し、他方、区内で 冬期臨時宿泊施設「さくら寮」を開設。 96年1 月の東京都による西口地下通路強制排除事件で も、新宿区は「追い出しでは何も解決しない」 という立場を一貫して貫き、都の姿勢を批判し 続けました。その後も98年暫定センターの開設、 00年自立支援センター新宿寮の開設など、自区 内に施設を率先して設置し、23区の模範ともな る姿勢を取り続けてきました。もちろん、それ らには限界が多々あり、以降も衝突や交渉も 多々ありましたが、小野田前区長が問題発生か ら、率先して欧州のホームレス問題を視察した り学習したりし、ホームレス問題は「経済難民 問題」であるとの認識を深めて行った、そうい うトップの基本認識が路上生活者対策に前向き な区政を創りだしていったのだろうと思われま す。ホームレス自立支援法もない時期、排除一 辺倒だった時期に、区民感情や都との軋轢など 相当の重圧の中でこれらの施策を行われたと考 えられ、その意味でも小野田区政の、ことホー ムレス対策姿勢に関しては正当に評価されるべ きだろうと思います。

「クリーンな新宿区」とどの候補者も同じような事を言い、争点が今一つ見えにくかった今回の区長選ですが、私たちは各候補者がホームレス問題に対してどの程度まで区政上の課題として認識しているのか?小野田区政のホームレス対策姿勢をどこまで受け継ぐのか?を問うた公開質問状を3人の候補者に提出し、その回答をマスコミ各社に送ると同時にホームページ上に掲載し、また、元ホームレスなど区内に住む仲間達にも公開し、有権者の判断の一つとして提供して来ました。

結果、11月24日自民、公明、民主などが推薦する中山弘子氏が当選しました。中山氏は都庁官僚出身。公開質問状の回答では、「路上生活者問題は、重要な行政課題の一つであると考えている」「就労・住宅・保健・医療等、総合的な施策が必要である」等と回答しており、基本的に

小野田区政を継承するとの立場の方のようです。 新区長の手腕に期待すると同時に、新宿区の対 策姿勢が後退しないよう私たちも監視し続けた いと思います。

◇池袋でも第4回越冬準備開始◇

池袋の地でも第4回越年越冬闘争を実施すべ く、現在、各支援者との話し合いを続けていま す。

今年の池袋連絡会は、新宿連絡会や全国の仲間と共に国会でたたかい続けて来た一年とも言えます。その成果もありようやく法案が制定され、多くの仲間が喜んでいます。

そんな一方で、ワールドカップ関連での各公園の整備工事が強行される、また、大田寮受付や街頭相談の日程が突如延期される等、豊島区の野宿者に対する姿勢のチグハグな部分がより一層目立った一年であったと考えられます。

豊島区は野宿者の生活保護は適用している、 自区内に自立支援センター・豊島寮も開設した、 大田寮に毎月10数名入れている、街頭相談も行っていると豪語し、いかにも野宿者対策を進め ているかのように見えますが、実際はどこの区

> 第4回池袋越年越冬闘争 12月30日より1月4日まで 南池袋公園にて連日炊出し等



も普通にやっている事をやっているに過ぎません。生活保護ひとつ取っても、敷居が依然として高く、また一度でも失敗した人は「よその区へ行け」と平然と言いのけます。自立支援センター卒業生で豊島区住民になった者に対しても、仕事がうまくいかなくなっても生活保護を適用しないと言い切るなど、相変わらずの制限主義的な運用を繰り返し、また、医療対応も十分とはとても言えません。

公園の環境整備工事にしても、事前の話し合いの約束すら守らず、必要もない工事を強行して、テントの仲間を移動させる、同行した福祉の職員は、病気の治療をしたいと訴える仲間に入れるかも判らない大田寮の受付を勧めるという始末。

公園の工事はすでに終了しましたが、豊島区 の思惑のように野宿者が減る筈もなく、テント の仲間は今も移動先の場所で暮らしています。

言うなれば、腰が座っていないのです。今後、ホームレス法の具体的実施段階に至る時までに、このようなチグハグさをなくさせていかなければなりません。

そのため、今年の冬は、池袋の野宿者を今まで以上仲間に引き入れ、共に豊島区と粘り強く たたかえる陣形を作っていきたいと考えています。

池袋の越冬闘争は、池袋の仲間の手作りの取組みです。12月30日(月)から1月4日(金)までの取り組みと、新宿よりは期間は短いですが、和気あいあいと、地道に今年もやり切りたいと考えています。

◇NPO新宿認証申請を済ます◇

9月9日、設立した特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構(NPO新宿)は、10月31日、東京都生活文化局に法人設立認証申請を致しました。来年2月前後に認証される予定で、その後登記を済ませれば、法人格としての活動が出来る事となります。

この日程を見据えて、リーフレットを印刷し、 設立応援募金、会員、サポーター会員を募集す るための営業活動に精を出しています。会員達 は地元のボランティアセンターや社会福祉協議 会にリーフを置かせてもらうために歩き廻って います。

他方、NPO新宿の初仕事として、厚生労働省が呼びかけた「ホームレスの実態に関する調査検討会」に安江理事が出席。東京の民間団体を代表して活発な論議をしてまいりました。来年の全国調査には微力ながらも協力して行けるよう、体制も整えています。

また、古くからの支援者から車両(ワゴン車) の寄付をして頂けるという有難い話があり、今 年中には業務用の車両を確保できる見通しとな りました。

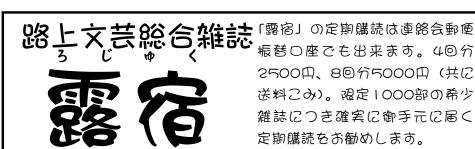
就労支援部門をこれからどこまで準備できる のかが課題ですが、地域における就労支援セン ターの開設、また清掃など軽作業仕事を受注で きるよう着実に準備を進めてまいりたいと思い ます。

また、独自口座も開設しました。

郵便振替口座00130-2-575869「新宿ホームレス 支援機構」です。皆さま方の暖かい御支援宜し くお願い致します。

◇日常活動◇

新宿の仲間の現状はめっきり冬型の生活スタイルとなりました。新宿駅西口地下も深夜は200名を越えています。炊出しの数も依然600-700名代です。冬場に向ってパトロール班の本格的な出番です。パトロール班は、とりわけ新しい仲間に対し深夜までパトロールを続け、相談事を受けたり、正確な情報提供をしています。また、医療班も12月の医療相談会を3回に増やし、年明け前に病気の仲間を福祉につないで行く体制を整えています。物資班も越年毛布800枚の調達をスタート。越冬準備が着々と進んでいます。



21号好評発売中! p38 B5版 500円



購読申し込み方法

郵便振替用紙 (00160-6-190947ろじゅく編集室) に定期購読もしくは継続購読とお書きになり、住所、氏名を明記の上送金して下さい (発行ごとに郵送します)。尚、郵便振替の他、切手での受け付けもしております。FAX、メールにても注文承り中。

路上文芸総合雑誌「露宿(ROJUKU)」(隔月刊)

〒170-0014 東京都豊島区池袋 1-14-5-13
TEL/FAX 03-3981-6746/090-3818-3450 (笠井)
Eメール・rojuku@d9.dion.ne.jp
URL・http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/
郵便振替口座 00160-6-190947 加入者名「ろじゅく編集室

いろいろな団体があって、何がなんだか判らない方へ。

ザ・連絡会グループ

連絡会の活動紹介⑩

今回は活動紹介というか、「連絡会グループ」 のお話。

古くから当連絡会NWESを購読なされている 方々から良く苦情が申し伝えられる。

曰く「いろいろな団体が出来て、いつの間に やらいろいろな団体から会報が送られて来て、 何が何やらまるで判らない」と。

まったく申し訳ない事である。連絡会から派生したものとして、1998年野宿者・人権資料センター設立、同年、全都実池袋(現、池袋野宿者連絡会)設立、2000年ろじゅく編集室開設、2001年自立生活サポートセンター舫設立、そして本年特定非営利活動法人新宿ホームレス支援機構設立。まあ確かに雨後の筍状態である。この他にも協力団体として山谷労働者福祉会館があり、フードバンク等があり、また、他地区にはいろいろな野宿者支援団体やらボランティア団体がありと、まさに東京ならではで、なかなか一つには纏まらない業界なのである。

言い訳がましく言えば、ホームレス問題が旧 来よりも複雑化、広域化して来た証拠とも言え るのである。

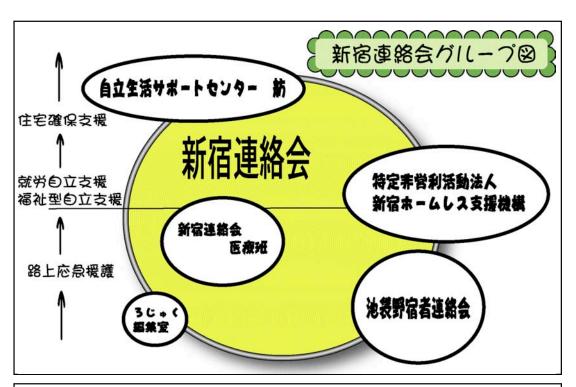
明確な他団体はともかくとして、前述した、連絡会から派生した各団体は、右の図のよう一応、それぞれの分担と役割に即して構成されている。全部まとめて連絡会にしちゃえば良いじゃないかと言う方もおるが、分野がそれぞれ違うので、一定の独立性がないとそれこそ「味噌もクソも」と云う世界になってしまう。

新宿連絡会は「路上の何でも屋」を自称して いるだけに、トータルな活動分野を持っている。 それぞれのグループ団体は、そこと協力し、それを専門的に補う位置を持っている。

たとえば、本年設立させたNPO新宿にしても、これは野宿者人権資料センターが培って来た啓発啓蒙、調査研究と、連絡会が微々たるものとして行って来た就労支援事業という、法制化の中で社会にとって最も飛躍が期待される分野を統合させた部署である。専門的にやる部署を指らないと、連絡会本体は何をするにも新宿的1400名が足下にどっしりと居るだけに小回りが効かない。別組織にしない事には目的を実施は1400名が足下にどっしりと居るだけに小回りが効かない。別組織にしない事には目的を実施は低低に云えば、支援する対象がやたらに多い組織しなの悩みである。尤も、各団体の人格が重複するなど、理想通りには行っていない側面もあるのだが…。

混乱の元になっている通信物等々については、今後改善しながら統一して行く必要があると思うが、現状においては、それぞれが、それぞれの分野で責任をもって路上支援、及び、路上脱却支援を行っており、その中心にデンと連絡会が座っているというイメージで理解してもらいたいのである。もちろん、それぞれの団体の支援をたいのである。もちろん、それぞれの団体の支援をして頂きたいし、何だか良く判らんという方は、このグループ中心の連絡会を支援して戴ければ、まあ、とりあえずは間違いはないという事となります。

おかしな組織グループで本当に御免なさい。



新宿連絡会会計報告 (2002年9月~10月期連報) 越兵越冬準備のためのカンパの集中を御願い致します!

収入)		支出)		
①炊出し部門寄付 ②活動部門寄付 ③越冬準備部門 ④通信部門寄付 ⑤医療活動部門 ⑥その他寄付 ⑦前期繰越金	¥26,050 ¥10,050 ¥17,550 ¥ 8,190 ¥13,000 ¥77,260 ¥275,807	①炊出し事業費 ②医療活動事事関連費 ④活動関連費 ⑤自立支援事費 ⑥自立支援事費 ⑥自立支援事費 ⑦教宣活動関連費 ⑧事務費 ⑨池袋関連事業費 ⑩雑費 ⑪次期繰越金	¥56,456 ¥ 8,630 ¥63,070 ¥4,476 ¥28,030 ¥16,687 ¥68,667 ¥95,307 ¥28,728 ¥2,520 ¥55,336	
合計)	¥427,907	合計)	¥427,907	

早いもので、もう冬。お金はいるは、物はいるはの越冬闘争の季節です。毎年、毎年の事で本当に心苦しい限りですが、余裕のある方は是非ともご支援お願い致します。頂いたお金は一銭も残さず路上の命を守るために計画的に使い切ります。 (新宿連絡会事務局一同)

2002 = 2003



第9次新宿越年越冬闘争

越年間争

2002年12月29日(日)~2003年1月6日(月)

くところ> 都庁下 新宿中央公園ポケットパーク

木枯らしの如くさすらう民は 何処から来て何処へ旅立つ

無告の男達が背中で笑えるよう せめて一宿一飯を用意しよう 水の心がゆっくりと溶けだすように 新宿 冬景色 今年の除夜の鐘は孤独の音か それとも 望みの音か? 12月23日(月) 新宿&池袋越年越冬 支援連帯集会 支援連帯集会 豊島勤労福祉会館6階大会議室 年後1時30分より 午後1時30分より

越冬闘争資金カンパ毛布、冬物衣類(男物)ホカロン、医薬品 募集中!!

Shinjuku & Ikebukuro 連絡会NEWS/VOL.32 2002年11月25日発行(隔月刊) 定価100円

編集・癸行 新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議(新宿連絡会) & 池袋野宿者連絡会 111-0021東京都台東区日本埕1-25-11山谷労働者福祉会館義付

電話・FAX 03-3876-7073もしくは090-3818-3450 (复井)

カンパ金送付光・郵便振替口座00170-1-723682「新宿連絡会」

メール・shinjuku@tokyohomeless.com http://www.tokyohomeless.com

編集協力・ろじゅく編集室 東京都 豊島区池袋1-14-5-13 http://www.d9.dion.ne.jp/~rojuku/